

長野県古民家再生協議会規約

令和2年10月22日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長野県古民家再生協議会（以下「本会」）という。

(目的)

第2条 本会は、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全、安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに、古民家の活用を通じた地域活性化等を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと古民家再生支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に関すること
 - ア 実施要綱第4条第2項において、協議会長が必要と認めた場合、専門家派遣の適否及び派遣する専門家の選定
 - イ 実施要綱第5条第2項に定める古民家再生提案の実施の適否及び派遣する専門家の選定
 - ウ 実施要綱第7条第2項及び第6項に定める専門家からの報告内容の確認
- (2) 古民家再生の専門家登録に関する要領に基づく登録事務
- (3) 古民家や古材の活用の推進に関すること

(会員)

第4条 本会は古民家の活用に関して、下記に掲げる事項に関する専門家団体のうち、第2条の目的に賛同する者として、別表に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建築物の設計並びに建築関連法規に関すること
- (2) 建築物の流通に関すること
- (3) 古民家の再生に関すること
- (4) まちなみとの調和に関すること

(役員)

第5条 本会に会長1名を置く。

- 2 会長は構成員の互選によるものとする。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会員から請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第7条 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又

はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

3 会長は、必要に応じて、会員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

4 会長が必要と認めるときは、書面により会議を開催することができる。

(部会)

第8条 本会には、専門的な事項を検討協議するための部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、長野県建設部建築住宅課内に置く。

(秘密の厳守)

第10条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第11条 実施要綱、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める

附則

この規約は、令和2年10月22日から施行する。

別表

公益社団法人	長野県建築士会
一般社団法人	長野県建築士事務所協会
公益社団法人	長野県宅地建物取引業協会
公益社団法人	全日本不動産協会長野県本部
一般社団法人	全国古民家再生協会
特定非営利活動法人	日本民家再生協会
信州の歴史的まちなみネットワーク	
長野県	